

安全で安心して暮らせるまち

6

601 事故や犯罪等から市民をまもる

602 災害から市民をまもる

安全・安心の理念は、すべての施策に横断的に関連する事項です。柱6では、2つの基本施策を記載しましたが、他の柱の基本施策にも安全・安心については全施策に貫いています。

関連する主な基本施策

- ◆公共施設（109）
- ◆子ども（201・202・203）
- ◆教育（205・206・207・208）
- ◆医療（302・303）
- ◆福祉全般（304・305）
- ◆障害者（307）
- ◆高齢者（308）
- ◆まちづくり（701・702・703）
- ◆商工業・農業（704・705）

601 事故や犯罪等から市民をまもる

防災安全課 地域協働課 セーフティネットコールセンター

■現状と課題

- ・日野市は、市民を犯罪から守るために警察、日野防犯協会など関係各団体と連携し、地域の防犯に取組んでいます。市内では防犯ボランティアとして、自主防犯組織が平成22年5月末現在で134団体が設立されており、地域の犯罪抑止対策の一翼を担っています。しかし、自治会内の会員組織率の低下、連帯意識の希薄化により、地域での見守りによる犯罪抑止力の低下が懸念されており、自主防犯組織についても、一部で活動の低調化が見られます。
- ・交通安全対策については、警察、日野交通安全協会など関係各団体と連携して実施しており、平成21年は、市内交通事故による死者を一人も出さずにすみました。しかしながら、自転車による交通事故比率が増加しており、今後は自転車利用に対する安全対策が課題になると考えられます。
- ・消費生活の安全確保に関しては、平成21年に消費者庁が発足するなど、全国的に注目が集まっています。日野市消費生活相談室で受け付けた消費生活相談件数は、平成16年度から平成20年まで減少傾向にありましたが、平成21年度には、消費者庁の発足による消費者意識の高まりもあり、1,080件と増加しています。今後も、多様化・複雑化する悪質商法に対応するために、消費者相談体制の充実を図ることが求められています。
- ・被害者、遺族等の支援については、警察署や消防署など各関係機関との連携が必要ですが、個人情報保護等の観点から情報の共有化が難しいのが現状です。各関係機関からパンフレット等で制度を案内しているが、さらに制度の周知を行うことが重要です。

■めざすまちの姿

- 地域での連帯意識が強く、お互いに見守りあう、犯罪の少ないまちとなっています。
- すべての市民が交通安全に対する高い意識をもち、交通事故の少ないまちとなっています。
- 市民、事業者、関係機関、行政が連携して、消費者行政を強化することにより、自立した消費者が育っています。
- 食品、衛生などの安全性が確保され、安心、安全、豊かな消費生活が営まれています。
- 各関係機関と行政が連携し支援を行うことで、被害者、遺族の方々が早期にもとの生活に戻ることができるまちになっています。

《まちづくり指標》

まちづくり指標名	説明（単位）	現状値	中間目標 (平成27年度)	最終目標 (平成32年度)
自主防犯組織（活動継続団体）の組織率	市内自治会のうち自主防犯組織を組織している自治会の比率（%）	60% (平成21年度)	70%	80%
出張学習会の回数	各地域で開催する学習会の回数（回）	10回 (平成21年度)	15回	20回

■めざすまちの姿を実現するための役割分担

市の役割	市民の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者・関係機関・行政が一体となった防犯体制の強化に努めるとともに、自主防犯組織等の地域見守り体制に対し積極的な支援を行う。 ・交通安全に対する啓発活動・講習を定期的に実施し、市民の交通安全に対する意識向上を図る。 ・消費者安全法等の法令の規定に基づき、市民の消費生活の安全確保する。 ・被害者やその遺族等に対し、警察署や消防署などの各関係機関や庁内の関係課と連携し支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民自らが防犯対策に取組む重要性を理解し、自主的に防犯パトロールを実施するなど地域での見守りを強化する。 ・自治会活動などに積極的に参加し、地域のつながりを大切にする。 ・交通安全施策を理解し、交通法規を遵守する。 ・市民自らが消費生活の安全を確保するため、情報収集等を行い、自立した消費者になるよう努める。 ・自主防犯組織、PTA、商店会等がリーダーとなり、地域の安全・安心体制を確立する。 ・企業、NPO⁶、市民活動団体等がそれぞれ独自に、消費生活の安全のための活動を行う。

■施策の展開

①自主防犯組織の充実

- ・既存の自主防犯組織について活動が低調化している団体を中心に新たな支援を行います。
- ・新たな自主防災組織の設立に向け、自治会・学校・各種団体に対し組織の重要性を周知します。
- ・学区エリアごとに防犯リーダーを設置し、防犯活動の活性化を図ります。

②市内防犯パトロールの強化

- ・警察官OB等による市内巡回安全パトロールを実施し、市民から要望のあった地点など市内に何ヵ所か拠点を設け、効率的にパトロールを実施します。

③防犯・交通安全事業に対する関係各団体との連携強化

- ・ごみ収集業者、建設業協会等、市内を車両で巡回する関係各団体と連携し、地域の見守りを強化します。

④交通安全講習の充実

- ・就学年齢及び高齢者以外の方にも交通安全講習を実施していきます。
- ・引き続き小学校・中学校での交通安全教室を実施し、安全運転の必要性を学習します。

⑤消費者相談体制の充実

- ・多様化、複雑化する悪質商法に対応するために、消費生活相談員のレベルアップや消費生活相談室の周知など消費者相談体制の充実を図ります。

⑥出張学習会の開催

- ・安全、安心、豊かな消費生活が営まれるよう、出張学習会を開催して消費者啓発を図ります。

⑦消費者団体との連携

- ・消費者団体が消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動、その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図れるよう、連携していきます。

⑧食品安全に関する情報の提供

- ・食品安全に関する意識啓発のため、消費生活講座を開催するともに、必要に応じて情報提供を行います。

⑨被害者・遺族等の支援【連携】

- ・犯罪や事故等に遭った方やその遺族が、一日も早く自立した日常生活を送ることができるよう、警察署や消防署などの各関係機関や庁内の関係課と連携し支援を行います。あわせて職員研修や啓発活動、事業のPRを行っていきます。



602 災害から市民をまもる

防災安全課 健康課 高齢福祉課 障害福祉課 都市計画課 市立病院

■現状と課題

- ・近年、日本各地では大きな地震が発生しており、ここ30年以内に関東地方においても大地震が起ころうという予測が発表されています。また、「ゲリラ豪雨」が全国各地で頻発しており、浸水被害に対する危険性も懸念されます。
- ・日野市においては、地域防災計画の見直し、避難所など施設の整備・災害用備品等の購入・各種訓練の実施とともに、自治会単位で自主防災会の立ち上げを助成するなど、災害対策を進めてきました。しかし近年、自治会の連帯意識の希薄化により、自治会加入の低下、各種催し物への不参加などが顕著になっているため、災害への対応力の低下が懸念されています。
- ・救急活動については、高齢化の進展や救急に対する意識変化により、救急需要が高まり、近年は年間7,000回の出動となっており、本当に救急を必要とする方への対応不足が懸念されています。
- ・今後は、市民と行政等が連携した防災体制の強化や、時代の変化に的確に対応できる消防力や救急救助体制の強化・充実が課題です。また、財政的に厳しい中において、いかに災害に強い都市基盤を整備していくのかが課題となっています。

■めざすまちの姿

- 市民・事業者・関係機関・行政が連携して防災体制を強化することにより、災害による被害を最小限に食い止められるようになっています。
- 各種災害に迅速・的確に対応できる消防力を確保することにより、被害を少なくしています。
- 救急需要に対応できる救急救助体制を確立することにより、救命効果が向上しています。

『まちづくり指標』

まちづくり指標名	説明（単位）	現状値	中間目標 (平成27年度)	最終目標 (平成32年度)
自主防災会組織（活動継続団体）の組織数	「自分のまちは自分たちで守る」という意識をもった市民による自主防災組織数（団体） (※)	93団体 (平成21年度)	100団体	

(※) ここでは、5年後の目標を掲げました。5年後に100の自主防災組織が活動していてその活動を充実させていくことで、さらに組織数を増加させる方向に向かいます。

■めざすまちの姿を実現するための役割分担

市の役割	市民の役割
・市民、事業者、関係機関、行政が一体となった防災体制の強化に努めるとともに、市民の生命と財産を守れる消防力や救急救助体制の充実に努める。自然災害などを未然に防止できる防災型都市基盤の整備に努める。	・市民自らが防災対策に取組む重要性を理解し、防災用品を常備したり、避難場所の確認を行う。また、日ごろの自治会活動などに積極的に参加し、地域のつながりを大切にする。

■施策の展開

①防災体制の充実【連携】

- ・防災意識の普及・高揚や市民・事業者・関係機関・行政の連携による総合的な防災体制の強化・都市基盤の整備を図るとともに、災害時の応急対策が迅速かつ的確に行えるよう、地域防災計画に基づく各種マニュアルの整備・災害用備品の充実に努めます。
- ・高齢者、障害者などの災害弱者を対象とする災害時要援護者避難支援事業を推進します。

②各種訓練の実施

- ・法律で実施が定められている防災訓練・水防訓練のほか、洪水ハザードマップや災害時要援護者避難支援事業に基づく、地域向けのマニュアルを作成し、地域別の訓練を実施します。また、BCP³⁶（事業継続計画）に基づく職員訓練を行い市の災害に対する体制の充実を図ります。
- ・市内公共施設に設置してあるAEDの使用方法を周知するために、市職員に対しては普通救命講習を、市民に対しては各種訓練の際、消防署職員による講習を行います。

③消防力の充実

- ・災害の発生に際し、消防団の迅速な出動と適切な消防活動を行うため、消防施設や車両・資機材の整備に努めるほか、広域消防応援体制の強化・充実、消防水利の充実に努めます。また、東京消防庁との連携を強め、体制の充実を要望していきます。

④自主防災組織の充実

- ・すでに結成された自主防災組織に対し資機材の充実を図ります。また、自主防災組織のない地域に結成を呼びかけ、新たに組織を立ち上げたいという地域には設立までの援助・助成を行っていきます。

⑤総合的な安全安心体制の強化【連携】

- ・新型インフルエンザ等の感染症や、想定を超えた大規模な事件・事故・災害の際に総合的に対応可能な体制の強化を図ります。

⑥盛土造成地等における宅地耐震化の促進

- ・地震時における崖崩れや土砂の流出による災害を防止するため、東京都が指定する造成宅地防災区域について、盛土造成地等の土地所有者による宅地の耐震化を促進します。

⑦救急体制の整備

- ・市立病院では、被災直後から迅速な医療救護活動を行うために、医療スタッフなど緊急時における受け入れ体制の充実を図ります。

⑧防災協定の内容の充実

- ・市では独自に防災協定（※）を締結し、災害時に備えています。今後、新たな協定先を模索するとともに協定内容の充実を図ってまいります。

（※）平成23年3月現在、防災協定を福島県会津若松市、神奈川県秦野市、静岡県富士宮市と結び、災害時には、相互に救援協力を行います。また、市内の企業と災害時の水の供給協定、販売店等と物資の供給協定を結んでいます。市内の井戸保有者と協定を結び、災害時の生活用水等の水源確保を図っています。

■関連する個別計画

- ・日野市地域防災計画（H17～H24）